

ストップ滞納 第4回

納付できるのに滞納していませんか？

納税は国民の義務
です。
(憲法30条)

税金はすべての公課その他の
債権に先だって徴収
(地方税法14条、国税徴収法8条)

税金は、市民の皆さんが安心・安全な生活を送るための貴重な財源です。
納期限内に納税されている方との不公平を生まないためにも、納付できるように納付しない方や、他の返済を優先し滞納している方については、積極的に滞納処分を行っていきます。

家のローンがあるので税金は後でもいいですか？

子どものゲーム機は買えるけど税金は払えなくて

事例①	平成18年からの税金約150万円を滞納。再三の増額を要請したが5,000円～15,000円で分納していた →調査の結果、預金が230万あったため差し押さえ。延滞金約50万円を含めて約150万円完納
事例②	家を新築し、家のローンの返済を優先させ市税をほとんど納付しない →給与差し押さえを実施し、毎月会社の給与から納付中

現在、市では早期財産調査・差し押さえを実施しています。

法律上は納期限を過ぎると20日以内に督促状を發布し、督促後10日を経過しても納付がない場合は差し押さえをしなければなりません。調査の上で、税金を納めることができるにもかかわらず納税していないと判断された場合には、予告なしに差し押さえを実施する場合があります。なお差し押さえの事前予告は法定要件ではありません。



財産の搜索や車の差し押さえを実施します

7、8月は市税の徴収強化月間です。

市では納税の公平性を保ち、税収の確保を図るために、栃木県に設置されている「地方税徴収特別対策室」の支援を受け、滞納整理を強化しています。

納付のご相談は収納課までご連絡ください。財産が差し押さえになる前に、収納課まで早目にご相談ください。

■問合せ 収納課 ☎(20)3010

Human Rights ヒューマンライツ

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

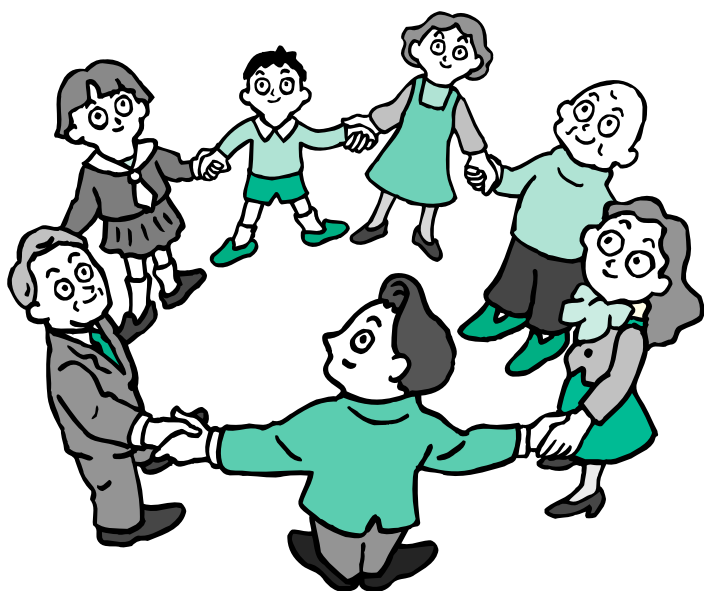
「人権」とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。

しかし、私たちは「人権はややこしい、むずかしいもの」と思っているのではないのでしょうか。そのため、私たちの日常生活では、まだまだ定着していないようです。

私たちの日常生活の場面は、家庭・地域・職場・学校などがあり、それぞれの場面に応じた判断の基準があります。その基準の中で、最優先される基本のルールとして、誰もが人権の考え方を尊重するようになれば、人権が私たちの日常生活の中に「文化」として定着し、豊かで暮らしやすい社会が実現するのではないのでしょうか。

8月は人権対策推進市民運動強調月間です。

8月23日(木)に文化会館でハートフルフェスタを開催します(入場無料)。人権講演会(講師・藤本裕子さん)&ミニコンサート(ダ・カーポ)を予定しています。



人権
このかけがえのないもの
「幸せに生きたい」ということは、
私たちみんなの願いです。
この願いを実現するためには、
全ての人間が偏見や先入観を排し、
一人ひとりの人権が尊重される社
会を築くことが必要です。
差別のない明るいまちを築いて
いくのは、私たち一人ひとりなの
です。

■問合せ 人権推進課
☎(61)1227

佐野市の隣保館

隣保館は「人権情報基地」として、同和問題をはじめさまざまな人権問題に取り組んでいます。各種相談、啓発活動、啓発ビデオや図書の貸し出し、講座・講習も行っています。

【市職員による人権啓発シャツの着用】(7月～8月)



- 隣保館
赤坂町958-18
☎(22)7513
- 田沼福祉コミュニティセンター
小見町123-2
☎(62)7858
- 葛生隣保事業相談所
富士見町6-21
☎(85)2396